

【重層的支援体制整備事業】

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑かつ複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的に「属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の支援を一体的に実施する事業です。

本市では、令和7年度の移行に向け、準備を進めているところです。

1 事業概要

本事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の単独の福祉制度で行われてきた「相談支援」や「地域づくりに向けた支援」を、それぞれ「包括的相談支援事業」や「地域づくり事業」として連携して実施するものです。

また、新たな支援となる「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた包括的支援事業」と一体的に実施することで、単独の福祉制度では、円滑な相談・支援が困難なニーズに対応します。

(1) 多機関協働事業（令和5年度～）

単独の支援関係機関では、円滑な支援が難しい地域生活課題に対応できるよう「重層的支援会議」において、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるコーディネートを行います。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（令和5年度～）

必要な支援が届いていない潜在的相談者への支援に向けて、潜在的相談者の把握、支援に向けての信頼関係の構築を図ります。

(3) 参加支援事業（令和5年度～）

地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行い、社会とのつながりづくりに向けた支援をします。

(4) 包括的相談支援事業

各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、支援につなげます。

(5) 地域づくり事業

地域の世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の確保、地域福祉活動の活性化や多様な活動が生まれやすい環境整備を行います。

2 事業実績

■多機関協働事業

年 度	支援件数（件）		支援プラン作成数（件）		重層的 支援会議 開催数 （回）	支 援 終結数 （件）
	継続	新規	新規	再プラン		
令和5	—	2	2	3	8	1